

恵庭市告示第 80 号

地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)第20条の2第1項の規定により、公示送達する。

令和8年9月10日

恵庭市長 原 田



- 1 送達を受けるべき者の住所・氏名及び送達する書類の名称
別表のとおり
- 2 送達する書類は総務部債権管理課で保管しており、送達を受けるべき者にはいつでも交付します。(地方税法第20条の2第2項)
- 3 公示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。(地方税法第20条の2第3項)
- 4 掲示場所は次のとおり。本庁舎前、島松支所前、恵み野出張所前。

記

別表

送達を受けるべき者の住(居)所	氏 名	送達する書類の名称	備考
札幌市豊平区平岸4条12丁目12番45-403号	岡 田 昌 大	差 押 調 書 (謄 本)	
札幌市豊平区平岸4条12丁目12番45-403号	岡 田 昌 大	配 当 計 算 書 (謄 本)	
ベ ト ナ ム	TRUONG THI NGOC QUYEN	差 押 調 書 (謄 本)	
恵庭市黄金北2丁目4番地10 (エ ク セ レ ン ス 1 0 1 号)	及 川 漸 士	令和8年度国民健康保険税督促状	第2期
札幌市中央区南十条西12丁目2番34-202号	齋 藤 琢 馬	令和8年度軽自動車税種別割督促状	全 期
恵庭市黄金北4丁目3番地71	佐 藤 有 紗	令和8年度国民健康保険税督促状	第1期
恵庭市黄金北4丁目3番地71	佐 藤 有 紗	令和8年度国民健康保険税督促状	第2期
恵庭市黄金中央3丁目4番地28 (レ オ パ レ ス エ ス ポ ワ ー ル 1 0 2 号)	庄 司 京 雅	令和8年度市・道民税督促状	第1期
恵庭市栄恵町4番地	前 田 和 樹	令和8年度市・道民税督促状	第1期
恵庭市栄恵町4番地	前 田 和 樹	令和8年度国民健康保険税督促状	第1期
恵庭市栄恵町4番地	前 田 和 樹	令和8年度国民健康保険税督促状	第2期
恵庭市泉町139番地 メゾンドコーラル310号	BAYANJARGAL KHOSBAYAR	令和8年度国民健康保険税督促状	第2期
カ ン ボ ジ ア	MAO SITHIM	令和8年度国民健康保険税督促状	第2期
恵庭市黄金中央4丁目11番地19 (ア ー バ ン 文 教 大 前 B 2 0 2 号)	WANG TAOWEI	令和8年度国民健康保険税督促状	第1期
以 下	余	白	